



これまで施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合は、居住費や食費の一部が介護保険から支給されてきました。今回、国が介護保険制度を改正したことから、平成17年10月から施設に入所されている方も在宅でサービスを利用していただく方に、原則として居住費や食費を負担いただくことになりました。

## 施設サービスなど 利用者負担額が 変わりました

介護保険制度改正のお知らせ(平成17年10月1日から)

### <対象となる施設>

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(介護職員が手厚く配置された病院等)
- 短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

※これまで食材費をご負担いただいていた通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)をご利用される場合も、新たに食費を負担いただくこととなります。

これまで(平成17年9月まで)は・・・

施設サービスの利用者負担(1割負担)のほか、食費の標準負担額(食材費相当分)や日常生活費など実費分を負担いただいていた。

$$\text{利用者負担 (1割負担)} + \text{食事の標準負担} + \text{日常生活費 など}$$

これから(平成17年10月1日)からは・・・

利用者負担(1割負担)、日常生活費などのほか、あらたに居住費(室料・光熱水費相当分)や食費を負担いただくこととなります。

$$\text{利用者負担 (1割負担)} + \text{居住費 (滞在費)} + \text{食費 (全額)} + \text{日常生活費 など}$$

※これまで負担いただいていた食費の標準負担額(食材費相当分)は、新たな食費負担の中に含まれます。



# 所得の低い方には十分な配慮が行われます

施設サービスなどの居住費や食費が保険給付の対象外となり利用者の負担となったことにより、所得が少ない方の負担が重くならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、居住費や食費の利用者負担が軽減されます。

## <利用者負担額のめやす>

[単位:万円] (月額概数)

対象者	区分	居住費 (居住の種類により異なる)				食費	介護保険サービス 1割負担額					
		多床室	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室							
生活保護受給者 世帯全員が 市町村民税非課税者	高齢福祉年金 受給者	利用者負担 第1段階	0	①1.0 ②1.5	1.5	2.5	+	1.0	+			
	課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	1.0	①1.3 ②1.5	1.5	2.5	+	1.2	+			
	利用者負担 第2段階以外の方	利用者負担 第3段階	1.0	①2.5 ②4.0	4.0	5.0	+	2.0	+			
上記以外の方	利用者負担 第4段階	施設と利用者の契約により設定されます。平均的な費用額は次のとおりです				1.0	①3.5 ②5.0	5.0	6.0	+	4.2	+

※①介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合 ②介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

●実際の負担額は、月額で設定されます(ショートステイも同じ)。  
●利用者の負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。  
●利用者負担額第1段階から第3段階の方が、居住費や食費の軽減を受けるには、「介護保険負担限度額認定証」をサービス業者に提示する必要があります。介護保険負担限度額認定証の交付を受けるためには申請が必要となりますので、お住まいの市町村の介護保険担当課(下記参照)へお問い合わせください。  
なお、通所介護や通所リハビリテーションの利用については、利用者の方の負担限度額が設けられていませんので、利用者の方はサービス事業者が定めた金額を負担いただきます。

## <今回の改正による利用者負担の変更例>

要介護5の方が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の多床室(相部屋)に入所されている場合  
(平成17年9月まで) (平成17年10月1日から)

第1段階に 当たる方	2.5万円/月	据え置き	2.5万円/月
	1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 -		1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 -
第2段階に 当たる方	4.0万円/月	負担引き下げ	3.7万円/月
	1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 -		1割負担分 1.5万円 食費 1.2万円 居住費 1.0万円
第3段階に 当たる方	4.0万円/月	負担増を1.5万円 程度に抑制	5.5万円/月
	1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 -		1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円
第4段階に 当たる方	5.6万円/月	(注)	8.1万円/月
	1割負担分 3.0万円 食費 2.6万円 居住費 -		1割負担分 2.9万円 食費 4.2万円 居住費 1.0万円

(注) 第4段階は施設と利用者の契約により水準が決まりますので、平均的な費用額を示しています。

介護保険に関する  
お問い合わせ先

佐賀県長寿社会課	TEL 0952-25-7105	伊万里市長寿社会課	TEL 0955-23-2111
佐賀中部広域連合	TEL 0952-40-1111	有田町保健福祉課	TEL 0955-43-2101
唐津市介護保険課	TEL 0955-70-0101	西有田町健康福祉課	TEL 0955-46-2113
鳥栖地区広域市町村圏組合	TEL 0942-81-3315	玄海町福祉課	TEL 0955-52-2111
杵藤地区広域市町村圏組合	TEL 0954-69-8222		
七山村福祉課	TEL 0955-58-2111		

※介護保険に関するご相談は各市町村役場でも受け付けられています。